

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について(情報提供)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について(情報提供)」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

..... 記

沖医発第 1185 号
令和 4 年 11 月 7 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
常任理事 中田安彦

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について(情報提供)

今般、沖縄県保健医療部から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、岡山県倉敷市の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の情報提供となっております。

なお、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、最寄りの保健所に相談いただきたいとの事です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について(情報提供)

(令和 4 年 10 月 31 日(事務連絡))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:高良、平良
TEL:098-888-0087
FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



事 務 連 絡
令和4年10月31日

一般社団法人 沖縄県医師会 御中

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課感染症予防班

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について（情報提供）

平素より本県の感染症対策の推進に御協力と御理解をいただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件について、令和4年10月28日付けで厚生労働省健康局結核感染症課より通知があります。

つきましては、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、最寄りの保健所にご相談いただきますよう、各地区医師会及び貴会員（貴会関係機関）へ周知方お願いいたします。

ワクチン・検査推進課

感染症予防班

担当：加藤、嘉教

TEL：098-866-2013

FAX：098-869-7100

E-mail：katouta@pref.okinawa.lg.jp

事務連絡
令和4年10月28日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について
(情報提供)

今般、農林水産省より、別添のとおり、岡山県倉敷市の農場において高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172034.pdf>

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000172036.pdf>

岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

本日（10月28日（金曜日））、岡山県倉敷市の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
なお、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

1. 農場の概要

所在地：岡山県倉敷市
飼養状況：採卵鶏（約17万羽）

2. 経緯

- （1）昨日（10月27日（木曜日））、岡山県は、同県倉敷市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- （2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。
- （3）本日（10月28日（金曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置について万全を期します。

- （1）当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、
- （2）農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
- （3）半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 岡山県知事との意見交換等により、岡山県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会 家畜衛生部会 家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の職員を現地に派遣。
7. 岡山県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。

10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. その他

(1) 我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えております。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

(2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

総理指示 (PDF : 54KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、金子

代表：03-3502-8111 (内線4581)

ダイヤルイン：03-3502-5994

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 家きん業者に対し、厳重な警戒を要請するとともに、予防措置について適切な指導・支援を行うこと。
- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 鳥インフルエンザと考えられる家きんが確認されたことから、農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。